

社会福祉法人 泉大津市社会福祉協議会
役員等の報酬等に関する規程

平成29年6月26日
規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人泉大津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第10条及び第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員)

第2条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が出張する場合は、本会旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当って旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則（平成29年6月26日 規程第1号）

(施行期日)

この規程は、平成29年6月26日から施行し平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月19日 規程第6号）

(施行期日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。